

山梨学院大学学則

(昭和37年4月1日制定)

第1章 目的及び教育目標

第1条 山梨学院大学(以下、「本大学」という。)は、法令の定めるところに従い法学、経営学、栄養学、国際リベラルアーツ及びスポーツ科学の分野の教育研究を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

第2条 本大学法学部は、法、政治、行政及び隣接領域に関する教育研究活動を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、ルールを創造的に活用し、問題解決に積極的に取り組むことができる能力を培うことで、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

2 本大学経営学部は、経営学、マーケティング、会計学、経済学等に関する教育研究活動を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、自他や社会が抱える未解決の課題に果敢に挑戦することを通して、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

3 本大学健康栄養学部は、栄養学、食品学、栄養マネジメント、給食経営管理に関する教育研究活動を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、健康の保持増進・疾病の予防と改善を目指す栄養管理遂行能力と、地域社会の食生活と健康の向上に貢献する資質を養うことで、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

4 本大学国際リベラルアーツ学部は、人文教養、社会科学、及び数的推理等に関する教育研究活動を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、絶え間なく変化する社会に適応し、責任感と協働・連携の意識を持って社会に貢献するためのスキル、能力、特性を養うことで、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

5 本大学スポーツ科学部は、スポーツ科学の学際的視点にもとづく理論と実践に関する教育研究活動を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。この目的のため、自他や社会における課題を複合的な視点から捉え、その解決に向けて取り組むことを通じて、たくましく生きる力を育成することを教育目標とする。

第2条の2 本大学は、本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、内部質保証の体制を構築し、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、加えて、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

2 自己点検評価の実施組織、点検評価項目、評価方法等必要な事項については、別に定める。

第2条の3 本大学は、本大学及び学部(大学院にあっては、大学院及び研究科)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に規定する方針を定めるものとする。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
- (2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- (3) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

2 前項第2号に規定する教育課程編成・実施の方針を定めるに当たっては、同項第1号に規定する卒業認定・学位授与の方針との一貫性の確保に特に意を用いることとする。

第2条の4 本大学は、本大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部学科等の組織

第3条 本大学に次の学部学科をおく。

法学部法学科

経営学部経営学科

健康栄養学部管理栄養学科

国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科

スポーツ科学部スポーツ科学科

2 本大学に次の教学センターをおく。

共通教育センター
グローバル・ラーニング・センター
カレッジスポーツセンター
教職センター

3 本大学に次の研究センターをおく。

国際共同研究センター

第2章の2 大学院

第3条の2 本大学に大学院をおく。

2 大学院の学則は、別にこれを定める。

第3章 在学及び修学

第4条 在学は、本大学に籍を置くことをいう。在学期間は、16学期を超えることはできない。また、修学は、在学中に学修をおこなうことをいう。修学期間は、1年次から4年次のそれぞれ2学期ずつ、合計8学期にわたる期間とし、これを卒業の要件とする。ただし、休学及び停学期間は、修学期間に含まない。

第4章 学年、学期、授業週数及び休業日

第5条 学年は、4月に入学した場合は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。9月に入学した場合は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。なお、入学日は、4月に入学した場合を4月3日、9月に入学した場合を9月1日とし、卒業日は、学長が認定した8月31日又は3月15日のいずれかとする。

2 学年を分けて、次の2期とする。

(1) 4月入学

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

(2) 9月入学

前期 9月1日から翌年3月31日まで

後期 翌年4月1日から8月31日まで

3 教育上有益と認めるときは、授業を行う期間以外の期間を利用して、特別授業期間を定めることができる。

第6条 1年間の授業を行う期間は、各授業科目において、十分な教育効果を上げることができるよう、本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 6月3日

(4) 夏季休業 7月31日から8月19日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月12日まで

(6) 春季休業 翌年3月16日から3月24日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長は、臨時休業日を定めることができる。

第5章 入学定員及び収容定員

第8条 本大学の入学定員及び収容定員を次のとおり定める。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学科	200名	—	800名
経営学部	経営学科	310名	10名	1,260名
健康栄養学部	管理栄養学科	40名	—	160名
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	100名	—	400名
スポーツ科学部	スポーツ科学科	210名	—	840名
合計		860名	10名	3,460名

第6章 授業科目及び単位数

第9条 本大学において開設する授業科目の種類、単位数、履修相当年次及び卒業要件等を定めた教育課程表は、別表1のとおりとする。

2 本大学は、学部学科ごとに定める学士の学位を取得するための課程のほか、本学が開設する授業科目を活用し、学生が所属する学部学科の分野以外の特定分野又は特定課題に関する教育課程（以下、「教育プログラム」という。）を編成することができるものとする。

3 第1項で定めるもののほか、学長は、臨時に授業科目を開設することができる。

第9条の2 本大学は、本大学における授業の内容及び方法の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の取組みをおこない、組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 授業の内容及び方法の改善を図るための実施組織等については、別に定める。

第9条の3 本大学は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示する。

第9条の4 本大学の授業科目は、本大学及び学部の適性を踏まえ、本学則第2条の3第1項第2号に規定する方針に即して体系的に編成したうえで、開設するものとする。

第7章 履修方法

第10条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を認定することができる。

3 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第11条 授業科目は、次の各号に分類する。

(1) 必修科目：卒業要件上、単位の取得が義務付けられた科目。

(2) 履修指定科目：所定の年次において、履修が義務付けられた科目。ただし、学期途中における履修中止はできない。

(3) 選択必修科目：指定された科目群から必要な単位数以上の修得が義務付けられた科目。

(4) 選択科目：履修と単位の修得が学生の判断に委ねられている科目。ただし、指定された科目群から必要な単位数以上の修得が義務付けられている場合がある。

(5) 自由科目：履修できるが卒業要件に含まれない科目。

第12条 授業科目の履修を行う場合は、あらかじめ定められた期間に登録を行わなければならない。ただし、卒業要件を満たしたことで履修登録をする必要が無い場合は、この限りではない。

第13条 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第14条 各学部の履修に関する規定は、別にこれを定める。

第15条 各学部には、本学則第22条に規定する学士の学位の分野により、学部専攻科目を置くことができる。

第16条 自由科目は、別に定めるところを除き、卒業要件の単位外とする。

第17条 各学年における履修単位数の最高限度は、次のとおりとする。

	法学部	経営学部	健康栄養学部	国際リベラルアーツ学部	スポーツ科学部
1年	48単位	48単位	44単位	36単位	44単位
2年	48単位	48単位	48単位	42単位	44単位
3年	48単位	48単位	48単位	42単位	44単位
4年	48単位	48単位	48単位	42単位	48単位

第8章 卒業の認定及び学習評価

第18条 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

〔法学部法学科〕

学部専攻科目	62単位
総計	124単位
〔経営学部経営学科〕	
学部専攻科目	62単位
総計	124単位
〔健康栄養学部管理栄養学科〕	
学部専攻科目	104単位（必修科目を含む）
学部専攻科目以外の科目	20単位
総計	124単位
〔国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科〕	
総計	124単位（必修科目を含む）
〔スポーツ科学部スポーツ科学科〕	
学部専攻科目	90単位以上（必修科目を含む）
学部専攻科目以外の科目	28単位以上
総計	124単位

2 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、本学則第10条第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする

第19条 単位修得の可否は、次の各号に定める方法によって決める。ただし、保健体育実技、実験、実習などは、平素の成績によって決めることができる。

- (1) 定期試験
- (2) 授業内テスト、レポート、報告
- (3) その他、授業担当者が相当と認める事由

2 前項第1号に規定する定期試験を受験できなかった者については、別に定めるところに従い追試験を行うことができる。

3 単位を修得できないことが確定している者のうち、授業担当者が必要と認める場合は、成績確定までの間に再試験等を行うことができる。ただし、再試験等による再評価は、本学則第20条に規定する成績評価のうち、法学部法学科、経営学部経営学科、健康栄養学部管理栄養学科、スポーツ科学部スポーツ科学科はC、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科はDを最高評価とする。

第20条 法学部法学科、経営学部経営学科、健康栄養学部管理栄養学科、スポーツ科学部スポーツ科学科の学業成績の評価は、S、A、B、C、D、P、NS及びNPとし、S、A、B、C及びPを合格、D、NS及びNPを不合格とする。

2 国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科の学業成績の評価は、A、B、C、D、P、F及びNPとし、A、B、C、D及びPを合格、F及びNPを不合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位数を与える。

第20条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業を履修させることができる。

2 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第20条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における履修科目とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第20条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学後の本大学における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第20条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9章 卒業、学位及び学修証明

第21条 通算8学期以上の修学により所定の単位を修得し卒業要件を満たした者については、学部教授会の議を経て、学長が前期終了時又は後期終了時の卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
- 3 本学則第18条に規定する卒業の要件を満たした者が、引き続き在学を希望するときは、学部教授会の議を経て、学長が卒業の延期を許可することができる。
- 4 前項の卒業の延期は、学期を単位とし、原則として2学期までとする。ただし、更に卒業の延期を希望する者については、通算4学期を限度として卒業の延期を許可することができる。なお、いかなる場合であっても、本学則第4条第1項に規定する在学期間を超えることはできない。
- 5 卒業の延期を許可された者の卒業は、延長した在学期間が終了する学期末とする。

第22条 前条により卒業を認定した者に対して、次の区分に従って学士の学位を授与する。

- (1) 法学部法学科 学士（法学）
- (2) 経営学部経営学科 学士（経営学）
- (3) 健康栄養学部管理栄養学科 学士（栄養学）
- (4) 国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科 学士（国際リベラルアーツ）
- (5) スポーツ科学部スポーツ科学科 学士（スポーツ科学）

第22条の2 本学則第9条第2項に規定する教育プログラムの授業科目について、所定の単位を修得し、その学修成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて学修証明を授与することがある。

- 2 学修証明に関して必要な事項は、別に定める。

第22条の3 外国の大学を含む他の大学との間で締結する学位相互授与協定等に基づき、本大学の学部と他の大学の学部相当機関（以下、「協定校」という。）の双方が同一の学生に学士の学位を授与することを目的として、次のダブル・ディグリー・プログラムを置く。

- (1) 本大学経営学部 ー 中国西安交通大学経済金融学院 ダブル・ディグリー・プログラム「国際経済貿易」
- (2) 本大学経営学部 ー 中国西安交通大学国際教育学院 ダブル・ディグリー・プログラム「ビジネス中国語」

- 2 ダブル・ディグリー・プログラムに関する具体的な事項は、別に定める。

第10章 入学

第23条 入学の時期は、本学則第5条第2項第1号及び第2号に規定する前期の始めとする。

第24条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある

と認めた者で、18歳に達したものの

第24条の2 入学者の選抜は、本学則第2条の3第1項第3号に規定する方針により、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

第25条 次の各号の一に該当する者の再入学、転入学又は編入学の許可は、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本大学を退学した者で再び同一学科に入学を希望した者
- (2) 他の大学の学生で当該学長又は、学部長の承認を得て入学を志願した者
- (3) 大学を卒業した者又は退学した者
- (4) 短期大学（外国の短期大学、我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）、高等専門学校を卒業した者、又は専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修学すべき年数については、学部教授会の議を経て学部長が決定する。

第25条の2 転学部・転学科は、学年の始めに限り、願い出により選考のうえ許可することがある。

第26条 入学志願者は、所定の書類及び入学検定料を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、入学試験要項において定める。

第27条 入学を許可された者は、所定の期日までに本学則第37条に規定する学費等納入金を納入し、その他本大学が定める書類を提出しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月17日法律第8号）に基づく学費等納入金の減免を申請する者、又は申請を希望する者については、その一部の徴収を猶予することができる。

第28条 入学を許可された者は、所定の期日までに本大学が定める方法により保証人及びその連絡先を届け出なければならない。

2 保証人は、原則として保護者、保護者にかわる親族又は身元確実にして一家計を立てている者とする。

第29条 保証人は、学生の在学中本人に関する一切の事件について連帯の責任を負わなければならない。
第11章 休学、転学、退学及び除籍

第30条 疾病その他の事由により3ヶ月以上修学できない場合には、所定の医師の診断書又は詳細な事由書を添えて保証人連署の上で、願い出を行い、学長の許可を得て休学することができる。ただし、休学の期間は、本学則第5条第2項に規定する学期を単位とする。

2 海外留学に際し、本大学が機関責任を担う交換留学生、派遣留学生、認定留学生は、留学中の休学を要しない。

3 休学の期間が終了した場合は、所定の方法にて復学の手続きを行う。

第31条 休学期間は、連続して2学期までとする。ただし、特別の理由がある場合は、更に2学期を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して8学期を超えることはできない。

3 休学期間は、本学則第4条の在学期間に算入し、修学期間に算入しない。

第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第33条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記して願い出で、学長の許可を受けなければならない。

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第35条 学生が次の各号の一に該当する場合は、これを除籍する。

- (1) 入学金、授業料、教育充実費、実習費、留学生修学支援費、在籍料（以下、「学費等納入金」という。）、その他義務金の納付を怠り督促しても納入しない者
- (2) 本学則第4条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 休学期間を超えても、なお休学の理由が消滅しない者
- (4) 督促を受けても当該年度の履修届を提出しない者
- (5) 長期間にわたって行方不明の者、又は死亡した者
- (6) 外国人留学生においては、日本に在留するために必要な在留資格が失効した者、又は在留資格により認められている活動の実態の確認ができない者
- (7) 正当な理由が無いにもかかわらず、退学勧告を受けても退学手続きをおこなわない者
- (8) 本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者で、除籍の懲戒処分を受けた者

第12章 学費等納入金

第36条 学費等納入金は、指定の期日までに納入しなければならない。

2 学費等納入金に関して必要な事項は、別に定める。

第37条 学費等納入金は、別表4及び別表5のとおりとする。

第37条の2 学則第21条第3項に規定する卒業延期が許可された期間、学則第22条の3に規定するダブル・ディグリー・プログラムにより協定校にて修学する期間、及び学則第30条に規定する休学が許可された期間については、別表5に規定する在籍料のみを徴収する。

第38条 授業料、教育充実費、実習費及び留学生修学支援費（以下、「授業料等」という。）は、学生の出席の有無にかかわらず学籍の存する限りこれを徴収する。ただし、前条に該当する者は在籍料を徴収することとし、授業料等については免除する。

第38条の2 本学則第21条第1項但書により、前期卒業を許可された者に対する学費等納入金は、本学則第37条別表4で定める金額のうち、入学金を除いた金額の半額とする。

第39条 真に止むを得ない事情により学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、学長が授業料等の徴収を猶予することができる。

第40条 既納の学費等納入金は、原則として返還しない。ただし、学則第36条第2項に規定する別に定めるところにより、これを返還することができる。

第13章 賞罰

第41条 学生に対する賞罰は、大学協議会の議を経て学長がこれを行う。

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学協議会の議を経て学長が表彰する。なお、表彰に関して必要な事項は、別に定める。

第43条 本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、大学協議会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、除籍、停学及び訓告とする。なお、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第14章 教職員組織

第44条 本大学に次の教職員をおく。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教員 教授、准教授、講師、助教、助手及び客員教員並びに非常勤教員
- (4) 職員

第44条の2 本大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な教職員からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

第45条 学部長は、その学部を統括する。

2 学部長は、理事会において任命する。学部長の任命及び任期については、別に定める。

第45条の2 本大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、理事会において任命する。副学長の任命及び任期、分掌については、別に定める。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第45条の3 削除

第45条の4 本大学に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、理事長が任命する。

3 学長補佐は、学長を補佐する。

第45条の5 本大学に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、理事会において任命する。副学部長の任命及び任期については、別に定める。

3 副学部長は、学部長を助け、命を受けて学務をつかさどる。

第46条 教授は、担当する専門学術の研究、教育に従事する。

2 准教授、講師、助教は、教授を補佐し研究、教育に従事する。

3 客員教員は、教授を補佐し研究、教育に従事する。

第47条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第48条 本大学の事務を遂行するため、職員を置く適当な事務組織を設ける。

2 職員は、事務組織の長の指示により事務を遂行する。

第48条の2 本大学は、本大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、スタッフ・ディ

ベロップメント（SD）の取組みをおこない、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることとする。

第15章 学部教授会及び大学協議会並びに大学連絡会議

第49条 本大学の各学部へ学部教授会を置き、常勤の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

第50条 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。

2 学部教授会は、次の事項について審議のうえ、学長、副学長及び学部長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、進級、編入学、再入学、転部、転科、転学、退学、休学、復学、卒業に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 単位修得及び認定に関する事項
- (4) 教育及び研究の改善に関する事項
- (5) 学生の指導に関する事項
- (6) 学部内の教員人事に関する事項
- (7) その他教育上重要な事項として学長、副学長及び学部長が意見を求めたもの

第51条 本大学の運営に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) その他学長が構成員として任命した者

第52条 大学協議会は、学長がこれを招集し、議長となる。

2 大学協議会は、次の事項について審議のうえ、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 大学運営の基本方針
- (2) 大学の予算編成及び予算執行の方針
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 全学の教員人事に関する事項
- (6) 国際交流及び地域連携の推進に関する事項
- (7) 学位の授与に関する事項
- (8) 学生の賞罰及び除籍に関する事項
- (9) その他大学運営に関する重要な事項として学長が意見を求めたもの

3 大学協議会で審議し、学長が決定した事項については、学長、副学長及び学部長がこれを執行する。

4 大学協議会での審議をもって、学部教授会の審議とすることができる。

第53条 本大学内の連絡及び連携による円滑な活動を行うため、大学連絡会議を置く。

2 大学連絡会議は、学長がこれを招集し、その議長となる。

3 大学連絡会議は、以下の事項を取扱う。

- (1) 大学全体の方針
- (2) ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する研修会
- (3) 教員の表彰
- (4) 学部、教学センター及び委員会並びに事務組織等からの依頼および周知事項
- (5) その他全学に関する重要な連絡事項

第16章 学長

第54条 学長は、本大学を統轄し代表する。

2 学長は、理事会の定めた方針に基づき本大学運営の責に任ずる。

第55条 学長は、学長候補者選考委員会の推薦を受けて理事会において選任する。

第55条の2 学長の任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

第17章 教育研究施設

第56条 本大学に学生間の交流及び学生と教員等との交流が十分に行える教育環境を備えるために、法定要件を踏まえ、必要に応じた校地、校舎等の施設を整えるものとする。

2 本大学の教育研究を実施するために、教室、研究室、図書館、保健室、事務室、運動場、体育館その他スポーツ施設を設けるものとする。

第56条の2 本大学の学部の種類等に応じて、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供する。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第18章 厚生補導施設

第57条 本大学の厚生補導を実施するために、寮舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。なお、寮舎に関する規定は、別にこれを定める。

第58条 削除

第19章 科目等履修生、長期履修学生

第59条 本大学の学生以外の者で、本大学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生は、別に定める申請期間において申請を受けける。

3 科目等履修生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第59条の2 削除

第59条の3 削除

第59条の4 本大学において、職業を有している等の事情により、修学期間を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、学修意欲、学修計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修学期間を超えた計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第59条の5 削除

第60条 削除

第20章 教員免許状

第61条 本大学に教職課程に関する専門科目を開設する。

第61条の2 本大学の法学部に法学部法学科の専門教育を基盤とした教職課程を設置し、法学及び政治行政学に関する専門的学力と、リーガルマインド及び公共性、社会性を兼ね備えた中学校の社会、高等学校の公民担当の教員としてふさわしい人材を育成することを目的とする。

2 本大学の経営学部に経営学部経営学科の専門教育を基盤とした教職課程を設置し、経営学、マーケティング、会計学及び経済学に関する専門的学力と、社会事象を複合的な視点から考察する力、主体的実践能力、社会性及び倫理性を兼ね備えた中学校の社会、高等学校の商業担当の教員としてふさわしい人材を育成することを目的とする。

3 本大学の健康栄養学部に健康栄養学部管理栄養学科の専門教育を基盤とした教職課程を設置し、保健、医療、教育、福祉及び介護の分野において健康保持増進及び疾病の予防と改善を目指す栄養マネジメントに関する専門的学力と、主地域社会の食生活と健康の向上に貢献できる実践的能力を兼ね備えた小学校及び中学校の食育担当の教員としてふさわしい人材を育成することを目的とする。

4 本大学のスポーツ科学部にスポーツ科学部スポーツ科学科の専門教育を基盤とした教職課程を設置し、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの推進に関する専門的学力と、国内外のスポーツ振興に貢献できる実践的能力を兼ね備えた中学校及び高等学校の保健体育の教員としてふさわしい人材を育成することを目的とする。

第62条 本大学において中学校、高等学校教諭免許状、及び栄養教諭免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目を履修し単位を取得しなければならない。

2 本大学で取得し得る教員免許状の種類は、次の通りとする。

学部学科	教育職員免許状の種類	免許教科
法学部法学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民
経営学部経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	商業
健康栄養学部管理栄養学科	栄養教諭一種免許状	-

スポーツ科学部スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
	高等学校教諭一種免許状	保健体育

第63条 教職課程に関する科目は、別表6のとおりとする。

第64条 教職課程に関する専門科目を履修しようとする者は、別に定めるところに従い受講料を納付しなければならない。

第21章 社会教育に関する科目

第65条 削除

第66条 削除

第67条 削除

第68条 削除

第22章 管理栄養士国家試験の受験資格に関する科目

第69条 本大学に管理栄養士国家試験の受験に際し必要な基礎資格に関する科目を開設する。

2 管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、栄養士法、栄養士法施行令、及び栄養士法施行規則の定めに基づく別表3の科目を履修し単位を取得しなければならない。

第23章 特別の課程

第70条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本大学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第24章 学則の変更

第71条 この学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

第25条 、第37条授業料及び入学金の徴収は昭和47年度入学生より施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

- (1) 第9条の教育課程表の改正規定は、平成元年度入学生より適用し、昭和63年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。
- (2) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成元年度入学生より適用し、昭和63年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
商 学 部	商 学 科	200名

- (2) 第9条の教育課程表の改正規定は、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。
- (3) 第26条に規定する入学試験検定料及び第37条に規定する授業料の改正規定は、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
法 学 部	行政学科	150名

- (2) 第9条の教育課程表の改正規定は、平成3年度入学生より適用し、平成2年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。ただし、法学部法学科の教科に関する専門教育科目及び教職に関する専門教育科目については、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。
- (3) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成3年度入学生より適用し、平成2年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。
- (4) 第62条に規定する取得し得る教員免許状の改正規定は、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の取得し得る教員免許状は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定及び平成2年4月1日施行の附則(1)、平成3年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (平成10年度まで)	入学定員 (平成11年度)
法 学 部	法 学 科	350名	350名
法 学 部	行 政 学 科	200名	200名
商 学 部	商 学 科	300名	250名
商 学 部	経営情報学科	200名	200名

- (2) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成4年度入学生より適用し、平成3年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成5年度入学生より適用し、平成4年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

- (1) 第3条に規定する学部学科の組織のうち商学部経営情報学科は、平成6年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

- (2) 第8条の規定にかかわらず、平成6年度から平成11年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経営情報学部	経営情報学科	200名

- (3) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は全学年に適用する。ただし、法学部法学科及び商学部商学科の平成5年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費の改正規定は、平成6年度入学生より適用し、平成5年度以前に入学した者の授業料、教育充実費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は全学年に適用する。ただし、法学部行政学科の平成6年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第26条に規定する入学試験検定料及び第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費等の改正規定は、平成7年度入学生より適用し、平成6年度以前に入学した者の授業料、教育充実費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費等の改正規定は、平成8年度入学生より適用し、平成7年度以前に入学した者の授業料、教育充実費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成9年度入学生より適用し、平成8年度以前に入学した者の教育充実費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、商学部経営情報学科の廃止に係る文部大臣の認可の日（平成9年8月5日）から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、当該学部学科の平成9年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条に規定する経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (3) 第17条に規定する履修単位数の最高限度に係る改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費の改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の授業料、教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定及び平成2年4月1日施行の附則(1)、平成4年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、商学部商学科の平成11年度の入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
商 学 部	商 学 科	300名

- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科の平成10年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (3) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成11年度入学生より適用し、平成10年度以前に入学した者の教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- (1) 第8条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る入学定員の改正規定は、平成12年度より適用する。

- (2) 第8条の規定及び平成2年4月1日施行の附則(1)、平成3年4月1日施行の附則(1)、平成4年4月1日施行の附則(1)、平成6年4月1日施行の附則(1)、平成11年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科の平成12年度から平成15年度までの各年度の入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	法 学 科	334名	318名	302名	286名
法学部	行政学科	190名	180名	170名	160名
商学部	商 学 科	280名	260名	240名	220名

- (3) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、法学部法学科・商学部商学科の教職課程（当該学部学科の専門教育科目のうち、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」をいう）に係る別表Ⅰの改正規定は、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前に入学した者の教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成12年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- (1) 第3条の規定にかかわらず、従前の規定による法学部行政学科は、平成14年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成13年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (3) 第62条第2項に規定する本大学で取得し得る教員免許状の種類改正規定は、平成14年度入学生より適用し、平成13年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 平成14年4月1日施行の法学部行政学科の法学部政治行政学科への名称変更に伴い、臨時的定員に係る平成12年4月1日施行の附則(2)に定める法学部行政学科の名称を、平成14年度以降、法学部政治行政学科に改める。

学 部	学 科	入学定員	
		平成14年度	平成15年度
法 学 部	法 学 科	302名	286名
法 学 部	政治行政学科	170名	160名
商 学 部	商 学 科	240名	220名

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成14年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条に規定する商学部商学科に係る別表Ⅰの改正規定は、平成15年度入学生より適用し、平成14年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。ただし、教育効果を考慮し、一部の新設科目等については教育上支障のない場合に限り、別に定める経過措置に基づき平成14年度以前に入学した者に適用することができる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成15年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条並びに第65条に規定する社会教育主事養成に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。
- (3) 第17条に規定する各学年における履修単位数の最高限度の改正規定は、平成16年度入学生より適用し、平成15年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 第20条に規定する学業成績の評価に係る改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成16年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規程は、全学年に適用する。ただし、平成17年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第62条2項に規定する本大学で取得し得る教員免許状の種類の変更規程は、平成18年度入学生より適用し、平成17年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- (1) 第2条及び第3条の規定にかかわらず、従前の規定による商学部商学科は、平成19年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成18年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成19年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成20年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科の「基礎演習」、及び教職課程（当該学部学科の専門教育科目のうち、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」をいう）に係る別表Ⅰの改正規定は平成22年度入学生より適用し、平成21年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第9条第2項に規定する学生が所属する学部学科の分野以外の特定分野又は特定課題に関する教育課程については、平成24年入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第69条に規定する管理栄養士国家試験の受験に際し必要な基礎資格に関する科目の改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成24年度以前に入学した者の、従前の規定に基づき既に修得した単位の取扱いについては、改正に係る授業科目の教育内容の整合性に鑑み、別に定める経過措置に基づき読み替える。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第10条に規定する授業科目の単位数の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成26年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 第3条に規定する学部学科の組織のうち経営情報学部経営情報学科は、平成28年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
- (2) 平成28年度以降の法学部法学科及び経営情報学部経営情報学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
法学部	法 学 科	920名	870名	820名	800名
経営情報学部	経営情報学科	550名	350名	150名	実員(留年者)

- (3) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成27年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰ改正規定は、法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の外国語教育科目の必修単位の変更、及び法学部法学科の専門教育科目の演習の履修方法に係る変更に関し別に定めるところを除き、全学年に適用する。なお、平成28年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Ⅰ改正規定のうち、外国語教育科目の必修単位の変更に關するところについては平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 第13条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、

健康栄養学部管理栄養学科の外国語教育科目の履修方法、及び第15条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の専門教育科目の履修方法、並びに第18条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の卒業に要する単位の改正規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

- (4) 第9条に規定する健康栄養学部健康栄養学科の授業科目の改正規程のうち、第13条に規定する同学部同学科の外国語教育科目の履修方法、及び第15条に規定する同学部同学科の専門教育科目の履修方法、並びに第18条に規定する同学部学科の卒業に要する単位の改正規定に基づき改正する専門教育科目「栄養学基礎英語Ⅰ」、「栄養学基礎英語Ⅱ」の改正規程は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (5) 第9条に規定する法学部法学科の授業科目の改正規程のうち、専門教育科目「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」、「演習Ⅴ」、「演習Ⅵ」、「法学総合」に係る改正規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。なお、平成29年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 前号の規定に関わらず、第9条に規定する現代ビジネス学部現代ビジネス学科の専門演習関係科目を必修科目とする改正に係る規定は平成30年度入学生より適用し、平成29年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 前々号の規定に関わらず、第9条に規定する健康栄養学部管理栄養学科の「栄養英語」及び「栄養学基礎英語」の改正に係る規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。なお、平成30年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科、スポーツ科学部スポーツ科学科の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う別表Ⅰの改正規定は2019年度入学生より適用し、平成30年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 第62条に規定する本大学において取得し得る教員免許状の種類に関する規定は2019年度入学生より適用し、平成30年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 経営情報学部経営情報学科は、2019年3月31日を以って廃止する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

- (1) 第3条に規定する学部学科の組織のうち法学部政治行政学科は、2020年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
- (2) 2020年度以降の法学部政治行政学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員			
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
法学部	政治行政学科	450名	300名	150名	実員(留年者)

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は、在籍する全学生に適用する。
- (2) 第18条に規定する卒業に要する単位の改正規定は、在籍する全学生に適用する。
- (3) 第20条に規定する学業成績の評価は、在籍する全学生に適用する。
- (4) 法学部政治行政学科は、2023年3月31日を以って廃止する。

附 則

この学則は、2024年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は、在籍する全学生に適用する。
- (2) 第18条に規定するスポーツ科学部スポーツ科学科の卒業に要する単位の改正規定は、2023年度入学生より適用し、2022年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 第18条に規定していた外国人留学生の日本語科目に関する必修制度の廃止は、在籍する全学生に適用する。
- (4) 第62条に規定する本大学において取得し得る教員免許状の種類改正規定は、2024年度入学生より適用し、2023年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、2024年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2025年5月29日から施行する。

附 則

この学則は、2026年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2027年4月1日から施行する。

[学則別表](#)

別表1 (第9条関係; 教育課程表)

		2027年度 教育課程表												【1~4年生共通】								
レベル	区分	100番				200番				300番				400番				卒業要件				
		科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位					
学部 専攻科目		<法学部法学科>																				
		<政治学>																				
		政治学概論 I	②	政治学概論 II	②	財政学 A	②	財政学 B	②	国際文化研究 I	②	国際文化研究 II	②							た 法 学 部 に 所 属 する 学 生 は、 合 計 1 政 治 学 単 位 以 上 を 修 得 する こと。 の 分 野 から 合 計 6 2 単 位 以 上 を 修 得 する こと。		
		現代中国の政治	②	現代中国の社会・経済	②	日本政治史 A	②	日本政治史 B	②	警察政策論	②	行政学	②									
				公務員の仕事	②	紛争解決学入門 I	②	紛争解決学入門 II	②	行政学	②	行政学	②									
				アジア共同体論	②	国際関係論(概論) I	②	国際関係論(概論) II	②	多文化共生論	②	多文化共生論	②									
						自衛隊の研究	②	警察の研究	②													
						イスラムの社会と政治入門 I	②	イスラムの社会と政治入門 II	②													
						現代アラビアの文化と社会	②	アニメみる社会と政治	②													
								比較政治	②													
				政治学概論 I (中国語)	②	政治学概論 II (中国語)	②	国際関係論(概論) I (中国語)	②	国際関係論(概論) II (中国語)	②	多国籍交渉論 I (中国語)	②	多国籍交渉論 II (中国語)	②							
				日本政治社会論 I (中国語)	②	日本政治社会論 II (中国語)	②	外交論入門 I (中国語)	②	外交論入門 II (中国語)	②											
						比較政治(中国語)	②															
				<法学>																		
				法学概論	②	日本の法と文化	②	民法 C	②	民法 D	②	労働法 A	②	労働法 B	②							
				憲法 A	②	憲法 B	②	刑法 A	②	刑法 B	②	国際法 I	②	国際法 II	②							
				民法 A	②	民法 B	②	企業法 A	②	企業法 B	②	企業法 C	②	企業法 D	②							
								企業法 C	②	企業法 D	②	金融と法 I	②	金融と法 II	②							
								民事訴訟法 A	②	民事訴訟法 B	②	環境法 A	②	環境法 B	②							
								刑事訴訟法 A	②	刑事訴訟法 B	②	国際私法 A	②	国際私法 B	②							
								犯罪政策 A	②	犯罪政策 B	②	少年法	②	自治体法	②							
								行政法 I	②	行政法 II	②	知的財産法	②	国際貿易と法	②							
								中国法 A	②	中国法 B	②											
								日本法制史 A	②	日本法制史 B	②											
		<演習>																				
		基礎演習 I	②	基礎演習 II	②	ゼミナル入門 I	②	ゼミナル入門 II	②	ゼミナル I	②	ゼミナル II	②	ゼミナル III	②	ゼミナル IV	②					
		アカデミックスキル I	②	アカデミックスキル II	②																	
学部 専攻科目 以外		<経営学>																				
		経営学概論	②	現代社会とビジネス	②	経営戦略論	②	国際経営	②	人的資源管理	②	ツーリズムマネジメント	②									
						経営管理論	②	技術経営	②	イノベーション・マネジメント	②	ものづくり経営	②									
						経営組織論	②	ファイナンス	②	経営倫理	②	農業経営	②									
						アントレプレナーシップ	②	ビジネスエコノミクス	②	オペレーション管理	②	情報セキュリティ	②									
						eビジネス論	②	リーダーシップ	②													
						投資と資産形成	②	ビジネスゲーム	②													
				経営学概論(中国語)	②	日本のビジネス(中国語)	②	経営戦略論(中国語)	②	国際経営(中国語)	②	人的資源管理(中国語)	②	応用経営戦略論 A(中国語)	②							
				アニメ・マンガ産業論(中国語)	②	アントレプレナーシップ(中国語)	②	eビジネス論(中国語)	②	キャラクタービジネス論(中国語)	②	オペレーション管理(中国語)	②	応用経営組織論 B(中国語)	②							
				<マーケティング>																		
				マーケティング概論	②			流通論	②	消費者行動論	②	リテールマーケティング	②	サービスマーケティング	②							
								プロモーション戦略論	②			ブランドマネジメント	②	国際マーケティング	②							
				マーケティング概論(中国語)	②			流通論(中国語)	②	消費者行動論(中国語)	②	リテールマーケティング(中国語)	②	サービスマーケティング(中国語)	②							
								プロモーション戦略論(中国語)	②			ブランドマネジメント(中国語)	②	国際マーケティング(中国語)	②							
				<会計学>																		
				簿記概論	②	工業簿記	②	財務会計論	②			税務会計論	②									
				会計学概論	②	商業簿記	②	管理会計論	②													
				簿記概論(中国語)	②	工業簿記(中国語)	②	財務会計論(中国語)	②													
				会計学概論(中国語)	②	商業簿記(中国語)	②	管理会計論(中国語)	②													
				<経済学>																		
				経済学概論	②			ミクロ経済学	②	金融論	②	公共経済学	②	国際貿易	②							
								マクロ経済学	②			財政政策と金融政策	②	国際金融	②							
				経済学概論(中国語)	②			ミクロ経済学(中国語)	②	金融論(中国語)	②	公共経済学(中国語)	②	国際貿易(中国語)	②							
						マクロ経済学(中国語)	②			財政政策と金融政策(中国語)	②	国際金融(中国語)	②									
		<人文・社会・自然科学>																				
		哲学 I	②	哲学 II	②																	
		歴史学 I	②	歴史学 II	②																	
		論理学 I	②	論理学 II	②																	
		倫理学 I	②	倫理学 II	②																	
		文化人類学 I	②	文化人類学 II	②																	
		ジェンダー学 I	②	ジェンダー学 II	②																	
		心理学 I	②	心理学 II	②																	
		宗教学 I	②	宗教学 II	②																	
		社会学 I	②	社会学 II	②																	
		地理学 I	②	地理学 II	②																	
		日本史 I	②	日本史 II	②																	
		地誌学	②	世界史	②																	
		日本国憲法	②	統計学	②																	
		生物学 I	②	生物学 II	②																	
		宇宙科学	②	エネルギー科学	②																	
		数学 I	②	数学 II	②																	
		社会学 I (中国語)	②	社会学 II (中国語)	②	アニメ・マンガ進化論(中国語)	②	世界美術史(中国語)	②													
		数学 I (中国語)	②	数学 II (中国語)	②																	
		中国古代思想(中国語)	②	統計学(中国語)	②																	
		アニメ・マンガ文化論(中国語)	②	中国古代文学(中国語)	②																	
		<ICTスキル>																				
		ICTリテラシー	②			情報社会の権利と倫理	②	ICTと情報社会	②													
		データサイエンス	②			資格情報技術 A	②	ソフトウェア開発論	②	資格情報技術 B	②											
		コンピュータ基礎理論	②			デジタルデザイン	②	データ分析	②													
		ICTリテラシー(中国語)	②			情報通信ネットワークの基礎 I(中国語)	②	情報通信ネットワークの基礎 II(中国語)	②													
		データサイエンス(中国語)	②																			
		<言語スキル>																				
		言語技術 A	②	言語技術 B	②																	
		アクティブ・リーディング	②	アクティブ・ライティング	②																	
		<ヒューマンスキル>																				
		学びと社会のデザイン I	②	ウェルビーイング I	②	学びと社会のデザイン II	②															
		ウェルビーイング II	②	ウェルビーイング II	②	ピア・サポート実践 A	②	ピア・サポート実践 B	②													
		<国際共修>																				
		国際共修入門	②			日本文化交流	②															
		異文化コミュニケーション	②			国際文化交流	②															
		国際コミュニケーション I	②			国際コミュニケーション II	②															
		留学プランニング	②			海外文化研修 A	④	海外文化研修 B	④													
						海外文化研修 C(休講)	④															
		<語学>																				
		実用英語(日常生活) A	①	実用英語(日常生活) B	①	資格英語(TOEIC) I A	①	資格英語(TOEIC) I B	①	資格英語(TOEIC) II A	①	資格英語(TOEIC) II B	①									
		総合英語 I	②	総合英語 II	②																	
		日本語入門	②			日本語中級 I	②	日本語中級 II	②	日本語上級 A	②	日本語上級 B	②									
		日本語初級 I	②	日本語初級 II	②	日本語中級 III	②	日本語中級 IV	②													
		日本語入門(L&S)	①	日本語入門(R&W)	①	日本語中級 I(L&S)	①	日本語中級 I(R&W)	①	日本語上級 A(L&S)	①	日本語上級 A(R&W)	①									
		日本語初級 I(L&S)	①	日本語初級 I(R&W)	①	日本語中級 II(L&S)	①	日本語中級 II(R&W)	①	日本語上級 B(L&S)	①	日本語上級 B(R&W)	①									
		日本語初級 II(L&S)	①	日本語初級 II(R&W)	①	日本語中級 III(L&S)	①	日本語中級 III(R&W)	①													
		日本語中級 IV(L&S)	①	日本語中級 IV(R&W)	①																	
		日本語特講 I A	②	日本語特講 I B	②																	
		日本語特講 II A	②	日本語特講 II B	②																	
		実用日本語入門 A	②	実用日本語入門 B	②	実用日本語中級 A	②	実用日本語中級 B	②	実用日本語上級 A	②	実用日本語上級 B	②									
		実用日本語初級 A	②	実用日本語初級 B	②																	
		基礎中国語 I	②	基礎中国語 II	②	初級中国語 I	②	初級中国語 II	②	中級中国語 I	②	中級中国語 II	②	アカデミック日本語								

Table with columns for Level (レベル), Subject (科目), Credits (単位), and Department (学部専攻科目). It details the curriculum for the Health and Nutrition Department, including subjects like Nutrition, Food Science, and Health Management.

Table with columns for Level (レベル), Subject (科目), Credits (単位), and Department (学部専攻科目). It details the curriculum for the Health and Nutrition Department, including subjects like Humanities, ICT Skills, Languages, and Sports.

Table with columns for Level (レベル), Subject (科目), Credits (単位), and Department (学部専攻科目). It details the curriculum for the Health and Nutrition Department, including subjects like Career Support, Education, and Practical Training.

レベル	100番				200番				300番				400番				卒業要件	
区分	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	卒業要件	
自然推科学	講義	QREA101 リベラルアーツのための数学	1	①													以下4科目より1科目 (3単位) 「リベラルアーツのための数学」 「大学代数学」 「地球科学」 「統計学」	
	講義	QREA102 大学代数学	1	①														
	講義	SCNS110 地球科学	1	①														
保健体育	実習																	
	実習																	
	実習																	
社会学	講義																	
	講義																	
	実習																	
	実習	SOCI/JPA169 日本の人権史	1	①														

【注意事項】
 ①本教育課程表は、2025年度以降の入学者に適用されます。
 ②毎年開講科目は赤字、奇数年開講科目は赤字、偶数年開講科目は緑字で記載しています。
 ③複数の科目区分にまたがる科目（コースナンバーがクォーリスティングの科目）は、下線を引いて各レベルの右列に記載しています。
 ④クォーリスティングは2026年度休講科目です。科目名の後ろに“(休講)”と記載しています。
 ⑤各メジャーエリアのバリエーションコースは赤字で記載しています。
 ⑥日本語の卒業要件単位に算入できる日本語教育科目は、「アカデミック英語 A」と「アカデミック英語 B」の両科目を修得した場合6単位まで、「アカデミック英語B」のみ修得した場合または「アカデミック英語」を免除された場合24単位までです。
 ⑦心理学及びデータサイエンスメジャーの指定の講義科目は以下の通りです：

- 心理学**
 以下7科目 (21単位)
 「心理学入門」、「心理生物学入門」、「研究デザイン」、「社会心理学」、「認知心理学」、「発達心理学」、「差異心理学」
 併せてメジャーエリアのその他の講義科目より15単位（「統計学」も本要件に算入される）
- データサイエンス（政治経済学コース）**
 以下9科目 (27単位)
 「バイオン・プログラミング入門」、「政治学入門」、「ミクロ経済学」、「研究デザイン」、「統計学」、「バイオン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」、「計量経済学」
 併せて以下のいずれか1科目を含め、メジャーエリアの講義科目より計9単位
 「開発の政治経済学」、「国際貿易：理論と政策」
- データサイエンス（心理学コース）**
 以下8科目 (24単位)
 「バイオン・プログラミング入門」、「心理学入門」、「研究デザイン」、「統計学」、「社会心理学」、「バイオン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」
 併せて以下のいずれか2科目を含め、メジャーエリアの講義科目より計12単位
 「サイバー心理学」、「消費者心理学」、「経済心理学」、「差異心理学」
- データサイエンス（ファイナンスコース）**
 以下9科目 (27単位)
 「バイオン・プログラミング入門」、「ファイナンス論」、「研究デザイン」、「統計学」、「バイオン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」、「計量経済学」
 併せて以下のいずれか1科目を含め、メジャーエリアの講義科目より計9単位
 「証券投資論」、「リスクマネジメント概論」、「ポートフォリオ理論」

区分	レベル	100番				200番				300番				400番				卒業要件						
		科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数									
メジャー 科目	講義	<Global Business & Economics> <グローバルビジネス・経済学>																						
		ECON101 エコノミクス	1	③	BUSN/PSC1105 グローバルビジネス・マネジメント入門	1	③	ECON201 中級マクロ経済学	1	③	BUSN/SOCI211 異文化マネジメント	2	③	ECON315 データサイエンス	3	③	ECON/PSC1/DATA321 国際貿易・理論と政策	3	③					
		ECON102 マクロ経済学	1	③			ECON202 中級ミクロ経済学	2	③	PSC/ECON/QREA225 ゲーム理論	2	③	ECON325 国際金融論	3	③	BUSN/PSC327 リーダーシップと組織行動学	3	③						
		ECON120 マーケティング	1	③			ECON205 ファイナンス論	2	③	ECON/JPNA230 日本経済とビジネス	1	③	ECON335 ブランド・マネジメント	3	③	ECON/DATA331 リスクマネジメントと保険	3	③						
メジャー 科目	講義	<Political Science> <政治学>																						
		PSC1100 政治学入門	1	③	BUSN/PSC1105 グローバルビジネス・マネジメント入門	1	③	PSC120 比較政治学	1	③	PSC/SOCI/ECON210 社会政治学	1	③	PSC131 アジア太平洋地域における国際関係論	2	③	PSC/JPNA355 日本の政治と外交	2	③					
						PSC1230 国際関係論	1	③	PSC/ECON235 政治経済学の基礎と理論	2	③	PSC1320 国際安全保障論	2	③	PSC/ECON/DATA366 開発の政治経済学	3	③							
						PSC1240 行政学入門	1	③	PSC/SOCI255 政治思想と社会正義	2	③	PSC1330 国際機構論	2	③	PSC/SOCI320 非国家主体と社会の政治学	3	③	ECON/PSC1/DATA321 国際貿易・理論と政策	3	③				
メジャー 科目	講義	<Psychology> <心理学>																						
		PSYC100 心理学入門	1	③	PSYC/DATA190 研究デザイン	1	③	PSYC201 社会心理学	2	③	PSYC300 差異心理学	3	③	PSYC/DATA311 認知心理学	3	③								
		PSYC150 発達心理学入門	1	③			PSYC210 認知心理学	2	③	PSYC340 応用教育心理学	3	③	PSYC/ECON349 消費者心理学	3	③									
						PSYC220 教育心理学	2	③	PSYC230 学習心理学と教育的動機づけ	2	③	PSYC240 発達心理学	2	③	PSYC/DATA327 リーダーシップと組織行動学	3	③							
メジャー 科目	講義	<Data Science> <データサイエンス>																						
		DATA100 コミュニケーション入門	1	③	PSYC/DATA190 研究デザイン	1	③	DATA240 バイオメトリクス/バイオメトリクス	2	③	DATA350 機械学習	3	③	DATA/QREA310 AI概論：現象世界への応用	3	③								
		DATA150 バイオメトリクス入門	1	③			DATA250 データサイエンスのための数学	2	③	ECON/DATA246 証券投資論	2	③	DATA/QREA280 AI概論：現象世界への応用	2	③	DATA/SOCI/QREA260 変化を加速する社会における意思決定の経済学・経営・ITの視点から	3	③						
						DATA260 スーパーヒーロー・マンガ・映画、ドラマ	2	③	DATA/QREA271 マーケティングリサーチとデータ分析	2	③	ECON/DATA291 計算経済学	2	③	ECON/PSC1/DATA321 国際貿易・理論と政策	3	③	ECON/DATA331 リスクマネジメントと保険	3	③				
メジャー 科目	講義	<Interdisciplinary Arts> <人文教養>																						
		LANG100 基礎英会話入門	1	③	ARTS/JPNA111 異文化コミュニケーション	1	③	LANG200 社会言語学	1	③	LANG/SOCI221 英会話	2	③	LANG300 世界の英語	3	③	LANG/JPNA305 東アジアにおける英語	3	③	ARTS420 アート・ポートフォリオ	4	③		
		LANG110 専門英語	1	③			LANG210 聴覚論	1	③	LANG/JPNA246 近世の日本語学	2	③	LANG325 歌謡論	3	③	PART/JPNA320 舞臺・アニメーション・スタジオ	3	③						
		LANG150 文学概論	1	③			LANG215 語学論	2	③	ARTS/JPNA220 日本美術の歴史	2	③	LANG360 第二言語習得論	3	③	PART/JPNA351 日本の伝説と創作	2	③						
メジャー 科目	講義	<Japan Studies> <日本研究>																						
		HIST/JPNA170 日本史入門	1	③	SOCI/JPNA160 日本の文化	1	③	JPNA225 文化交差	1	③	ECON/JPNA230 日本経済とビジネス	1	③	HIST/JPNA360 日本における科学の歴史	3	③	SOCI/PART/JPNA320 山梨県の歴史と考古学	3	③					
						HIST/JPNA255 現代日本史から見る日本	2	③	LANG/JPNA246 近世の日本語学	2	③	LANG/JPNA215 日本語論の人間学	2	③	HIST/JPNA370 日本研究における研究動向	3	③	LANG/JPNA305 東アジアにおける英語	3	③				
						HIST/JPNA261 近代日本史における身体・ランダム・アイデンティティ	2	③	ARTS/JPNA220 日本美術の歴史	2	③	PART/JPNA252 マガジン・アニメーション学	2	③	PART/JPNA320 舞臺・アニメーション・スタジオ	3	③	PART/JPNA351 日本の伝説と創作	2	③				
メジャー 科目	講義	<Foundation> <基礎教育>																						
		FNDN060 アカデミックライティングの基礎	1	③																				
		FNDN070 アカデミックライティング入門	1	③																				
		FNDN080 リーディングのための英語	1	③																				
メジャー 科目	講義	<Writing> <ライティング>																						
		FNDN100 分野横断型アカデミックライティング	1	③																				
		FNDN101 英作文1	1	③																				
		FNDN102 英作文2	1	③																				
メジャー 科目	講義	<Research> <研究>																						
		FNDN103 リサーチライティング	1	③																				
		FNDN145 近代世界史	1	③																				
		FNDN116 カレッジ・サクセスの基礎	1	③																				
メジャー 科目	講義	<Language> <言語>																						
		EFAE010 アカデミック英語: A	1	③																				
		EFAE020 アカデミック英語: B	1	③																				
メジャー 科目	講義	<Japanese Language> <日本語>																						
		JPNL100 日本語入門(初級)	1	②																				
		JPNL111 日本語1	1	②																				
		JPNL112 日本語2	1	②																				
メジャー 科目	講義	<Japanese Language> <日本語>																						
		JPNL113 日本語3	1	②																				
		JPNL114 日本語4	1	②																				
		JPNL115 日本語5	1	②																				
メジャー 科目	講義	<Japanese Language> <日本語>																						
		JPNL116 日本語6	1	②																				
		JPNL117 日本語7	1	②																				
		JPNL103 冬期日本語N3講義	1	②																				
メジャー 科目	講義	<Japanese Language> <日本語>																						
		JPNL104 冬期日本語N4講義	1	②																				
		JPNL105 冬期日本語N5講義	1	②																				

合計124単位以上

レベル	100番					200番					300番					400番					卒業要件
	区分	授業形態	科目	単位数	単位	科目	単位数	単位	科目	単位数	単位	科目	単位数	単位	科目	単位数	単位				
自然推科学	講義	QREA101 リベラルアーツのための数学	1	①								DATA/QREA110 AI実践：現象世界への応用	3	①				以下4科目より1科目 (3単位) 「リベラルアーツのための数学」 「大学代数学」 「地球科学」 「統計学」			
		QREA102 大学代数学	1	①								DATA/SOCI/QREA340 変化を加速するデータにおける数理的モデリング 科学、実証・ビジュアルAI	3	①							
		SCNS110 地球科学	1	①																	
	演習																				
実習																					
保健体育	講義																				
		演習																			
	実習	SPRT/J/PNA185 保健体育 (科目：柔道)	1	①																	
		SPRT/J/PNA186 保健体育 (科目：空手)	1	①																	
		SPRT/J/PNA192 保健体育 (科目：柔道)	1	①																	
社会学	講義	SOCI/J/PNA160 日本の人類学	1	①								SOCI/PART/J/PNA330 山梨県内政経と考古学	3	①							
	演習																				
実習																					

【注意事項】
 ①本教育課程表は、2024年度以前の入学者に適用されます。
 ②毎年開講科目は黒字、奇数年開講科目は赤字、偶数年開講科目は緑字で記載しています。
 ③複数の科目区分にまたがる科目（コースナンバーがロウズティングの科目）は、下線を引いて各レベルの右列に記載しています。
 ④グレーの網掛けは2026年度休講科目です。科目名の後ろに“（休講）”と記載しています。
 ⑤各メジャーエリアのバスケイコースは太字で記載しています。
 ⑥日本語の卒業要件単位に算入できる日本語教育科目は、「アカデミック英語 A」と「アカデミック英語 B」の両科目を修得した場合6単位まで、「アカデミック英語 B」のみ修得した場合または「アカデミック英語」を免除された場合24単位までです。
 の心理学及びデータサイエンスメジャーの指定の講義科目は以下の通りです：

心理学
 以下7科目 (21単位)
 「心理学入門」、「心理生物学入門」、「研究デザイン」、「社会心理学」、「認知心理学」、「発達心理学」、「差異心理学」
 併せてメジャーエリアのその他の講義科目より12単位 (「統計学」も本要件に算入される)
 ただし、メジャーエリアの講義科目 (30単位)、「演習」及び「卒業研究」の修得により卒業要件を満たす場合は、メジャーエリアの講義科目より9単位 (「統計学」も本要件に算入される)

データサイエンス (政治経済学コース)
 以下9科目 (27単位)
 「バイロン・プログラミング入門」、「政治学入門」、「ミクロ経済学」、「研究デザイン」、「統計学」、「バイロン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」、「計量経済学」
 併せて以下のいずれか1科目を含め、メジャーエリアの講義科目より計6単位
 「開発の政治経済学」、「国際貿易：理論と政策」
 ただし、メジャーエリアの講義科目 (30単位)、「演習」及び「卒業研究」の修得により卒業要件を満たす場合は、以下のいずれか1科目 (3単位)
 「開発の政治経済学」、「国際貿易：理論と政策」

データサイエンス (心理学コース)
 以下8科目 (24単位)
 「バイロン・プログラミング入門」、「心理学入門」、「研究デザイン」、「統計学」、「社会心理学」、「バイロン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」
 併せて以下のいずれか2科目を含め、メジャーエリアの講義科目より計9単位
 「サイバー心理学」、「消費者心理学」、「経済心理学」、「差異心理学」
 ただし、メジャーエリアの講義科目 (30単位)、「演習」及び「卒業研究」の修得により卒業要件を満たす場合は、以下のいずれか2科目 (6単位)
 「サイバー心理学」、「消費者心理学」、「経済心理学」、「差異心理学」

データサイエンス (ファイナンスコース)
 以下9科目 (27単位)
 「バイロン・プログラミング入門」、「アカウンティング」、「ファイナンス論」、「研究デザイン」、「統計学」、「バイロン・データビジュアライゼーション技術」、「データサイエンスのための数学」、「機械学習」、「計量経済学」
 併せて以下のいずれか1科目を含め、メジャーエリアの講義科目より6単位
 「証券投資論」、「リスクマネジメント概論」、「ポートフォリオ理論」
 ただし、メジャーエリアの講義科目 (30単位)、「演習」及び「卒業研究」の修得により卒業要件を満たす場合は、以下のいずれか1科目 (3単位)
 「証券投資論」、「リスクマネジメント概論」、「ポートフォリオ理論」

レベル	100番				200番				300番				400番				卒業要件 (合計124単位)
区分	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位			
以下は、教職課程（自由科目）に関する科目です。卒業要件単位数には入りません。教職課程の履修については教職課程履修規程に従うこと。																	
教職課程	教職専門科目	教職概論	②	教育社会学	②	特別活動論	②	学校と教育の歴史	②	教育実習研修	②	教職実践演習（小・中・高）	②				
				教育心理学	②	教育方法論	②	道徳教育指導論	②	※小二種、中一種対象		教育実習 I	②	※中一種、高一種対象			
				特別支援教育概論	①	生徒指導・教育相談	②	総合的な学習・探究の時間の指導法	①			教育実習 II	①	※中一種対象			
				教育課程論	②	進路指導論	②	教育におけるICT活用	①								
								介護等体験実習(事前事後指導を含む)	②	※小二種、中一種対象							
		※右記科目は、小二種のみ対象		初等国語教育法	①	初等音楽教育法	①	初等社会教育法	①	初等算数教育法	①	教育実習研修（小学校）	②				
				初等図画工作教育法	①	初等体育教育法	①	初等理科教育法	①	初等生活教育法	①	教育実習（小学校）	③				
				初等英語教育法	①			初等家庭教育法	①								

別表 2 (第 6 5 条関係 ; 社会教育に関する科目) 削除

別表3 (第69条関係；管理栄養士国家試験の受験資格に関する科目)

[健康栄養学部管理栄養学科]

区分	授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
学部専攻科目	社会福祉概論	2			
	健康の概念と行政，環境	2			
	公衆衛生と疾病予防	2			
	解剖生理学Ⅰ	2			
	解剖生理学Ⅱ	2			
	臨床生理学	2			
	臨床生理学実験	1			
	疾病の成り立ちⅠ	2			
	疾病の成り立ちⅡ	2			
	生化学	2			
	細胞生化学	2			
	生化学実験Ⅰ	1			
	生化学実験Ⅱ	1			
	食品学総論	2			
	食品学各論	2			
	食品学実験	1			
	食品加工学	2			
	食品加工学実習	1			
	調理科学	2			
	基礎調理実習Ⅰ	1			
	基礎調理実習Ⅱ	1			
	応用調理実習	1			
	食事設計実習	1			
	食品衛生学	2			
	食品衛生学実験	1			
	基礎栄養学	2			
	栄養学実験	1			
	代謝栄養学	2			
	応用栄養学Ⅰ	2			
	応用栄養学Ⅱ	2			
	応用栄養学Ⅲ	2			
	応用栄養学実習	1			
	栄養教育論	2			
	栄養教育マネジメント	2			
	栄養教育マネジメント実習	1			
	栄養教育実践論	2			
	栄養教育実践実習	1			
	臨床栄養学総論	2			
	臨床栄養学総論実習	1			
	臨床栄養学各論Ⅰ	2			
臨床栄養学各論Ⅱ	2				
臨床栄養学各論Ⅲ	2				

〔健康栄養学部管理栄養学科〕

区分	授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
学部専攻科目	臨床栄養学各論実習	1			
	公衆栄養学	2			
	公衆栄養マネジメント	2			
	公衆栄養学実習	1			
	給食計画・実務論	2			
	給食運営実習	1			
	給食経営管理論	2			
	給食経営管理実習	1			
	総合演習Ⅰ(学外実習事前指導)	1			
	総合演習Ⅱ(学外実習事後指導)	1			
	校外実習(給食の運営)	1			
	臨地実習Ⅰ(公衆栄養学)	1			
	臨地実習Ⅱ(給食経営管理論)	1			
	臨地実習Ⅲ(臨床栄養学)	1			
計		87			

別表4（第37条関係；学費等納入金）

〔法学部法学科、経営学部経営学科〕

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
計	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円

〔法学部法学科、経営学部経営学科〕 ※外国人留学生対象

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
留学生修学支援費	400,000円	400,000円	400,000円	300,000円	300,000円	200,000円	100,000円	100,000円
計	1,896,000円	1,896,000円	1,896,000円	1,796,000円	1,796,000円	1,696,000円	1,596,000円	1,596,000円

〔法学部法学科、経営学部経営学科〕 ※外国人留学生(転入学)対象

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	—	—
授業料	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	—	—
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	—	—
留学生修学支援費	800,000円	800,000円	800,000円	600,000円	600,000円	400,000円	—	—
計	2,296,000円	2,296,000円	2,296,000円	2,096,000円	2,096,000円	1,896,000円	—	—

〔健康栄養学部管理栄養学科〕

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	816,000円	816,000円	816,000円	816,000円	816,000円	816,000円	816,000円	816,000円
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
実習費	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
計	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円	1,496,000円

〔国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科〕

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	1,316,000円	1,316,000円	1,316,000円	1,316,000円	1,216,000円	1,216,000円	1,216,000円	1,216,000円
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
計	1,896,000円	1,896,000円	1,896,000円	1,896,000円	1,796,000円	1,796,000円	1,796,000円	1,796,000円

〔スポーツ科学部スポーツ科学科〕

項目	2027年度		2026年度		2025年度		2024年度	
	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生	9月入学生	4月入学生
△ 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	916,000円	916,000円	916,000円	916,000円	864,000円	864,000円	864,000円	864,000円
教育充実費	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
実習費	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
計	1,596,000円	1,596,000円	1,596,000円	1,596,000円	1,544,000円	1,544,000円	1,544,000円	1,544,000円

別表5（第37条の2関係；在籍料）

内容	適応期間	在籍料
・休学が許可された期間 ・卒業延期が許可された期間	半期	30,000円
・ダブル・ディグリー・プログラムにより 協定校にて修学する期間	1年	60,000円

別表6（第63条関係；教職課程）

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(1) 法学部法学科

免許法施行規則に定める 科目区分	単 位 数	左記に対応する開設授業科目					備考
		科目群		授業科目	単位数		
					必修	選択	
日本国憲法	2	人文・社会・自然科学	○	日本国憲法	2		2単位を修得
体育	2	スポーツ	△	スポーツ実践(バスケットボール)		1	2単位以上を修得 (選択必修) ※「競技スポーツ実践」は強化育 成クラブ学生のみ履修可
		スポーツ	△	スポーツ実践(バレーボール)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(バドミントン)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅠ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅡ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(トレーニング実践)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(卓球)		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践A		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践B		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践C		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践D		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践E		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践F		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践G		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践H		1	
外国語コミュニケーション	2	語学	△	総合英語Ⅰ		2	4単位以上を修得 (選択必修)
		語学	△	総合英語Ⅱ		2	
		語学	△	実用英語(日常生活)A		1	
		語学	△	実用英語(日常生活)B		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)A		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)B		1	
教理、データ活用及び人工知能 に関する科目又は情報機器の操 作	2	ICTスキル	○	ICTリテラシー		2	2単位を修得

○教職必修科目 △教職選択必修科目

(2) 経営学部経営学科

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					備考
		科目群	授業科目		単位数		
					必修	選択	
日本国憲法	2	人文・社会・自然科学	○	日本国憲法	2		2単位を修得
体育	2	スポーツ	△	スポーツ実践(バスケットボール)		1	2単位以上を修得 (選択必修) ※「競技スポーツ実践」は強化育 成クラブ学生のみ履修可
		スポーツ	△	スポーツ実践(バレーボール)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(バドミントン)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅠ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅡ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(トレーニング実践)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(卓球)		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践A		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践B		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践C		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践D		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践E		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践F		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践G		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践H		1	
外国語コミュニケーション	2	語学	△	総合英語Ⅰ		2	4単位以上を修得 (選択必修)
		語学	△	総合英語Ⅱ		2	
		語学	△	実用英語(日常生活)A		1	
		語学	△	実用英語(日常生活)B		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)A		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)B		1	
教理、データ活用及び人工知能 に関する科目又は情報機器の操 作	2	I C Tスキル	○	I C Tリテラシー		2	2単位を修得

○教職必修科目 △教職選択必修科目

(3) スポーツ科学部スポーツ科学科

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					備考
		科目群		授業科目	単位数		
					必修	選択	
日本国憲法	2	人文・社会・自然科学	○	日本国憲法	2		2単位を修得
体育	2	スポーツ科学	△	実技実習 a (スケート)		1	1単位以上を修得 (選択必修)
		スポーツ科学	△	実技実習 b (ホッケー)		1	
		スポーツ科学	△	実技実習 b (テニス)		1	
		スポーツ科学	△	実技実習 d (野外活動：キャンプ)		1	1単位以上を修得 (選択必修)
		スポーツ科学	△	実技実習 d (野外活動：水辺)		1	
		スポーツ科学	△	実技実習 d (野外活動：富士登山)		1	
		スポーツ科学	△	実技実習 d (野外活動：スキー)		1	
		外国語コミュニケーション	2	語学	△	総合英語 I	
語学	△			総合英語 II		2	
語学	△			実用英語 (日常生活) A		1	
語学	△			実用英語 (日常生活) B		1	
語学	△			実用英語 (旅行・留学) A		1	
語学	△			実用英語 (旅行・留学) B		1	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ICTスキル	○	ICTリテラシー		2	2単位を修得

○教職必修科目 △教職選択必修科目

(4) 健康栄養学部管理栄養学科

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					備考
		科目群		授業科目	単位数		
					必修	選択	
日本国憲法	2	人文・社会・自然科学	○	日本国憲法	2		2単位を修得
体育	2	スポーツ	△	スポーツ実践(バスケットボール)		1	2単位以上を修得 (選択必修) ※「競技スポーツ実践」は強化育 成クラブ学生のみ履修可
		スポーツ	△	スポーツ実践(バレーボール)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(バドミントン)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅠ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(軽スポーツⅡ)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(トレーニング実践)		1	
		スポーツ	△	スポーツ実践(卓球)		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践A		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践B		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践C		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践D		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践E		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践F		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践G		1	
		スポーツ	△	競技スポーツ実践H		1	
外国語コミュニケーション	2	語学	△	総合英語Ⅰ		2	4単位以上を修得 (選択必修)
		語学	△	総合英語Ⅱ		2	
		語学	△	実用英語(日常生活)A		1	
		語学	△	実用英語(日常生活)B		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)A		1	
		語学	△	実用英語(旅行・留学)B		1	
教理、データ活用及び人工知能 に関する科目又は情報機器の操 作	2	I C Tスキル	○	I C Tリテラシー		2	2単位を修得

○教職必修科目 △教職選択必修科目

②教科及び教職に関する科目

(1) 中学校教諭一種及び高等学校教諭一種（対象：法学部法学科、経営学部経営学科、スポーツ科学部スポーツ科学科）

第一欄	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		単位数		
						必修	選択	
第二欄	指導教諭の法科科目に及び目関係指	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中28 高24	「教科及び教科の指導法に関する科目」として、第4条第4項に定める別表Ⅲに免許種及び免許教科の別に規定				
第三欄	教育の基礎的目理解に関する科	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 学校と教育の歴史	2		3	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2		1	チーム学校運営への対応を含む ※注1
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育社会学	2		2	学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2		2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1		2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2		2	カリキュラム・マネジメントを含む
第四欄	道徳、生徒、総合的、指導的、な、教育、目、習、相、時、等、間、に、関、する、指、導、科、法	道徳の理論及び指導法	中10 高8	◎ 道徳教育指導論	2		3	
		総合的な学習（探究）の時間の指導法		○ 総合的な学習・探究の時間の指導法	1		3	
		特別活動の指導法		○ 特別活動論	2		2	
		教育の方法及び技術		○ 教育方法論	2		2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ 教育におけるICT活用	1		3	※注1
		生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・教育相談	2		2	カウンセリングに関する基礎的な知識を含む
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 進路指導論	2		2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実科科目に関する	教育実習	中5 高3	○ 教育実習研修	2		4	事前事後指導
				○ 教育実習Ⅰ	2		4	
				◎ 教育実習Ⅱ	1		4	
		教職実践演習		2	○ 教職実践演習	2		4
第六欄	大学が独自に設定する科目 ※注2		中4 高12	◎ 介護等体験実習（事前事後指導を含む）	2		3	
中学校教諭一種免許状 合計59単位数以上				中学校教諭一種免許状（社会） 合計64単位数以上				
高等学校教諭一種免許状 合計59単位数以上				中学校教諭一種免許状（保健体育） 合計69単位数以上				
				高等学校教諭一種免許状（公民） 合計63単位数以上				
				高等学校教諭一種免許状（商業） 合計63単位数以上				
				高等学校教諭一種免許状（保健体育） 合計64単位数以上				

○教職必修科目（中学校及び高等学校教諭一種） ◎教職必修科目（中学校教諭一種のみ）

(注1) 2024年度以前に入学した学生の配当年次は下記の通り。
「教職概論」「教育におけるICT活用」配当年次：2年

(注2) 第六欄「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は、当該欄中の配置科目による修得単位数のほか、第二欄から第五欄までの法令が定める最低修得単位数を超えて修得した単位数の合計がこれに充当されるものであり、本学では第二欄から第五欄までに定める各欄の要件単位数を満たすことにより充足される。

(2) 小学校教諭二種 (対象: スポーツ科学部スポーツ科学科)

第一欄	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目			配当年次	
				単位数	必修	選択		
第二欄	指導教諭の法科科目に及び目関係	教科に関する専門的事項 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	16	「教科及び教科の指導法に関する科目」として、第4条第4項に定める別表Ⅲに免許種及び免許教科の別に規定				
第三欄	教育の基礎的目理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	<input type="radio"/> 学校と教育の歴史	2		3	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		<input type="radio"/> 教職概論	2		1	チーム学校運営への対応を含む
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		<input type="radio"/> 教育社会学	2		2	学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		<input type="radio"/> 教育心理学	2		2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		<input type="radio"/> 特別支援教育概論	1		2	
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		<input type="radio"/> 教育課程論	2		2	カリキュラム・マネジメントを含む
第四欄	及び道徳、生徒総合的な教育習相の時間に関する指導科目	道徳の理論及び指導法	6	<input type="radio"/> 道徳教育指導論	2		3	
		総合的な学習 (探究) の時間の指導法		<input type="radio"/> 総合的な学習・探究の時間の指導法	1		3	
		特別活動の指導法		<input type="radio"/> 特別活動論	2		2	
		教育の方法及び技術		<input type="radio"/> 教育方法論	2		2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		<input type="radio"/> 教育におけるICT活用	1		3	
		生徒指導の理論及び方法		<input type="radio"/> 生徒指導・教育相談	2		2	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法を含む。
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		<input type="radio"/>				
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		<input type="radio"/> 進路指導論	2		2	
第五欄	教する実科実践に関	教育実習	5	<input type="radio"/> 教育実習研修 (小学校)	2		4	
				<input type="radio"/> 教育実習 (小学校)	3		4	事前・事後指導1単位を含む
		教職実践演習	2	<input type="radio"/> 教職実践演習 (小・中・高)	2		4	
第六欄	大学が独自に設定する科目 ※注1		2	<input type="radio"/> 介護等体験実習 (事前事後指導を含む)	2		3	
小学校教諭二種免許状 合計37単位以上				小学校教諭二種免許状 合計57単位以上				

○教職必修科目

(注1) 第六欄「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は、当該欄中の配置科目による修得単位数のほか、第二欄から第五欄までの法令が定める最低修得単位数を超えて修得した単位数の合計がこれに充当されるものであり、本学では第二欄から第五欄までに定める各欄の要件単位数を満たすことにより充足される。

③教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 中学校教諭一種(社会) (対象: 法学部法学科、経営学部経営学科)

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	1以上	○ 日本史Ⅰ		2		1	
			○ 日本史Ⅱ			2	1	
	地理学(地誌を含む。)	1以上	○ 世界史		2		1	
			○ 地理学Ⅰ		2		1	
	「法学、政治学」	1以上	○ 地理学Ⅱ		2	2	1	
			○ 地誌学		2		1	
「社会学、経済学」	1以上	○ 法学概論		2		1		
		○ 政治学概論Ⅰ		2		1		
		○ 政治学概論Ⅱ			2	1		
		○ 国際法Ⅰ			2	3		
		○ 国際法Ⅱ			2	3		
		○ 国際関係論(概論)Ⅰ			2	2		
「社会学、経済学」	1以上	○ 国際関係論(概論)Ⅱ			2	2		
		○ 社会学Ⅰ		2		1		
		○ 社会学Ⅱ			2	1		
		○ 経済学概論		2		1		
		○ 公共経済学			2	3		
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	○ 国際貿易			2	3		
		○ 国際金融			2	3		
		○ 哲学Ⅰ		2		1		
		○ 哲学Ⅱ			2	1		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8以上	○ 倫理学Ⅰ		2		1		
		○ 倫理学Ⅱ			2	1		
		○ 宗教学Ⅰ		2		1		
		○ 宗教学Ⅱ			2	1		
合計28単位以上			合計32単位以上					

○教職必修科目

(2) 高等学校教諭一種（公民）（対象：法学部法学科）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	○ 法学概論		2		1	
			○ 政治学概論Ⅰ		2		1	
	○ 政治学概論Ⅱ			2		1		
	○ 国際法Ⅰ			2		3		
			○ 国際法Ⅱ			2	3	
			○ 国際関係論(概論)Ⅰ			2	2	
			○ 国際関係論(概論)Ⅱ			2	2	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1以上	○ 社会学Ⅰ		2		1	
○ 社会学Ⅱ					2		1	
			○ 経済学概論			2	3	
			○ 公共経済学			2	3	
			○ 国際貿易			2	3	
			○ 国際金融			2	3	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	○ 哲学Ⅰ		2		1	
○ 哲学Ⅱ					2		1	
○ 倫理学Ⅰ					2		1	
○ 倫理学Ⅱ					2		1	
○ 宗教学Ⅰ					2		1	
○ 宗教学Ⅱ					2		1	
○ 心理学Ⅰ			2		1			
			○ 心理学Ⅱ			2	1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4以上	○ 社会科・公民科教育法		4		3	
合計24単位以上			合計36単位以上					

○教職必修科目

(3) 高等学校教諭一種（商業）（対象：経営学部経営学科）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 商業の関係科目	1以上	○ 経営学概論		2		1	
			○ マーケティング概論		2		1	
			○ 簿記概論		2		1	
			○ 会計学概論		2		1	
			○ 経済学概論		2		1	
			工業簿記			2	1	
			商業簿記			2	1	
			経営戦略論			2	2	
			経営管理論			2	2	
			経営組織論			2	2	
			アントレプレナーシップ			2	2	
			eビジネス論			2	2	
			国際経営			2	2	
			技術経営			2	2	
			ファイナンス			2	2	
			ビジネスエコノミクス			2	2	
			ビジネスゲーム			2	2	
			流通論			2	2	
			プロモーション戦略論			2	2	
			消費者行動論			2	2	
			財務会計論			2	2	
			管理会計論			2	2	
			金融論			2	2	
			人的資源管理			2	3	
			イノベーション・マネジメント			2	3	
			経営倫理			2	3	
			オペレーション管理			2	3	
			情報セキュリティ			2	3	
			ツーリズムマネジメント			2	3	
			ものづくり経営			2	3	
			農業経営			2	3	
			リテールマーケティング			2	3	
			ブランドマネジメント			2	3	
			サービスマーケティング			2	3	
			国際マーケティング			2	3	
			税務会計論			2	3	
			公共経済学			2	3	
			国際貿易			2	3	
			国際金融			2	3	
			コンピューター基礎理論			2	1	
			ソフトウェア開発論			2	2	
			データ分析			2	2	
			産業と職業の研究			2	1	
			企業法A			2	2	
			ワークルール論：働くための基礎知識			2	1	
	職業指導	1以上	○ 進路・職業指導		4		4	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4以上	○ 商業科教育法		4		3	
合計24単位以上			合計36単位以上					

○教職必修科目

(4) 中学校教諭一種(保健体育) (対象: スポーツ科学部スポーツ科学科)

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次		
						必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	体育実技	1以上	△ 実技実習 a (ダンス)			1	1	4科目を選択必修	
			△ 実技実習 a (器械運動)			1	1		
			△ 実技実習 a (陸上競技)			1	1		
			△ 実技実習 a (トレーニング/体づくり運動)			1	2		
			△ 実技実習 a (水泳・水中運動)			1	2		
		△ 実技実習 b (バスケットボール)			1	1	2科目を選択必修		
		△ 実技実習 b (サッカー)			1	1			
		△ 実技実習 b (バレーボール)			1	1			
		△ 実技実習 b (ソフトボール)			1	1			
			○ 実技実習 c (柔道)			1		2	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1以上	△ スポーツ哲学(体育原理を含む)	体育原理を含む		2	1	3科目を選択必修	
			△ スポーツ史	体育史を含む		2	1		
			△ スポーツ社会学	体育社会学を含む		2	1		
			△ スポーツ経営学	体育経営管理学を含む		2	1		
			△ スポーツ心理学	体育心理学を含む		2	1		
○		スポーツ教育論			2	1	運動学、運動方法学を含む		
		野外活動・教育論			2	1			
		コーチング論(運動学、運動方法学を含む)			2	1			
		スポーツプロモーション論			2	2			
		地域スポーツ論			2	2			
子どもスポーツ論			2	2					
高齢者スポーツ論(要介護者を含む)			2	2					
障がい者スポーツ論			2	2					
生理学(運動生理学を含む。)	1以上	○ スポーツ生理学	運動生理学を含む		2		1		
		スポーツ栄養学				2	1		
		スポーツバイオメカニクス				2	1		
		体力論				2	1		
		スポーツ医学				2	1		
		スポーツ傷害論				2	1		
		健康体力論				2	2		
衛生学・公衆衛生学	1以上	○ 衛生学(公衆衛生学を含む)			2		2		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1以上	○ 学校保健学(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)	小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む		2		2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8以上	○ 保健体育科教育法(体育)			2		2		
		○ 保健体育科教育法(保健)			2		2		
		○ 保健体育科指導論			2		2		
		○ 保健科内容・指導論			2		2		
		○ 体育科内容・指導論(体育理論)			2		3		
○ 体育科内容・指導論(体育実技)			2		3				
合計28単位以上			合計37単位以上						

○教職必修科目 △教職選択必修科目

(5) 高等学校教諭一種（保健体育）（対象：スポーツ科学部スポーツ科学科）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次		
					必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	体育実技	1以上	△ 実技実習 a (ダンス)			1	1	4科目を選択必修	
			△ 実技実習 a (器械運動)			1	1		
			△ 実技実習 a (陸上競技)			1	1		
			△ 実技実習 a (トレーニング/体づくり運動)			1	2		
			△ 実技実習 a (水泳・水中運動)			1	2		
		2科目を選択必修	△ 実技実習 b (バスケットボール)			1	1		
			△ 実技実習 b (サッカー)			1	1		
			△ 実技実習 b (バレーボール)			1	1		
			△ 実技実習 b (ソフトボール)			1	1		
			○ 実技実習 c (柔道)			1		2	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1以上	△ スポーツ哲学（体育原理を含む）	体育原理を含む		2	1	3科目を選択必修	
			△ スポーツ史	体育史を含む		2	1		
			△ スポーツ社会学	体育社会学を含む		2	1		
			△ スポーツ経営学	体育経営管理学を含む		2	1		
			△ スポーツ心理学	体育心理学を含む		2	1		
2		○ スポーツ教育論			2	1	運動学、運動方法学を含む		
		野外活動・教育論			2	1			
		○ コーチング論（運動学、運動方法学を含む）	運動学、運動方法学を含む		2	1			
		スポーツプロモーション論			2	2			
		地域スポーツ論			2	2			
		子どもスポーツ論			2	2			
		高齢者スポーツ論（要介護者を含む）			2	2			
		障がい者スポーツ論			2	2			
生理学（運動生理学を含む。）	1以上	○ スポーツ生理学	運動生理学を含む		2		1		
		スポーツ栄養学				2	1		
		スポーツバイオメカニクス				2	1		
		体力論				2	1		
		スポーツ医学				2	1		
		スポーツ傷害論				2	1		
		健康体力論				2	2		
衛生学・公衆衛生学	1以上	○ 衛生学（公衆衛生学を含む）			2		2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1以上	○ 学校保健学（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む）	小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む		2		2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8以上	○ 保健体育科教育法（体育）			2		2		
		○ 保健体育科教育法（保健）			2		2		
		○ 保健体育科指導論			2		2		
		○ 保健科内容・指導論			2		2		
		○ 体育科内容・指導論（体育理論）			2		3		
○ 体育科内容・指導論（体育実技）			2		3				
合計24単位以上			合計37単位以上						

○教職必修科目 △教職選択必修科目

(6) 小学校教諭二種（保健体育）（対象：スポーツ科学部スポーツ科学科）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	備考	単位数		配当年次	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	体育	10以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実技実習a（トレーニング/体づくり運動） ○ 実技実習a（陸上競技） ○ スポーツ心理学 ○ コーチング論（運動学、運動方法学を含む） ○ スポーツ生理学 ○ 衛生学（公衆衛生学を含む） ○ 学校保健学（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む） 		1		2	
			<ul style="list-style-type: none"> スポーツ社会学 スポーツ経営学 野外活動・教育論 健康体力論 			2	1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	6以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初等国語教育法 ○ 初等社会教育法 ○ 初等算数教育法 ○ 初等理科教育法 ○ 初等生活教育法 ○ 初等音楽教育法 ○ 初等図画工作教育法 ○ 初等家庭教育法 ○ 初等体育教育法 ○ 初等英語教育法 		1		2	
合計16単位以上			合計22単位以上					

○教職必修科目

④栄養に係る教育及び教職に関する科目

(1) 栄養教諭一種 (対象：健康栄養学部管理栄養学科)

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		単位数			
			必修	選択	必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目			4				「栄養に係る教育に関する科目」として、第4条第4項に定める別表Ⅳに規定	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	○	学校と教育の歴史	2		3	※注1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○	教職概論	2		1	チーム学校運営への対応を含む ※注2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○	教育社会学（栄養教諭）	1		2	学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む ※注1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○	教育心理学（栄養教諭）	1		2	※注1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○	特別支援教育概論	1		2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○	教育課程論	2		2	カリキュラム・マネジメントを含む
の道指徳、相導、談法総等及び合にび的関生なす徒学する指習科導の目、時教間育等	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	○	道徳教育指導論（栄養教諭）	1		2	
			○	総合的な学習・探究の時間の指導法	1		3	
			○	特別活動論	2		3	
			○	教育方法論（栄養教諭）	1		2	情報機器及び教材の活用を含む
			○	生徒指導論	2		3	
			○	教育相談	2		3	カウンセリングに関する基礎的な知識を含む
教す育実科践目に関	栄養教育実習	2	○	栄養教育実習指導	1		3	
			○	栄養教育実習	1		4	
	教職実践演習	2	○	教職実践演習（栄養教諭）	2		4	
栄養教諭一種免許状 合計22単位以上			栄養教諭一種免許状 合計26単位以上					

○教職必修科目（栄養教諭一種）

(注1) 2023年度以前に入学した学生の配当年次は下記の通り。
「学校と教育の歴史」配当年次：2年 「教育社会学（栄養教諭）」「教育心理学（栄養教諭）」配当年次：3年

(注2) 2024年度以前に入学した学生の配当年次は下記の通り。
「教職概論」配当年次：2年

⑤栄養に係る教育に関する科目

(1) 栄養教諭一種（対象：健康栄養学部管理栄養学科）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					履修方法	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		備考	単位数			配当年次
						必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4以上	○	食教育論		2		2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項								
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		○	食育指導法		2		3	
	食に関する指導の方法に関する事項								
合計4単位以上			合計4単位						

○教職必修科目

学則の変更の事由及び時期を記載した書類

1. 学則の変更事由及び変更点

収容定員の変更に伴う学則第8条の入学定員、収容定員の変更

本大学の収容定員を変更するため、経営学部経営学科の入学定員を「300名」から「310名」に、3年次編入定員を「0名」から「10名」に、収容定員を「1,200名」から「1,260名」に、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科の入学定員を「110名」から「100名」に、かつ3年次編入定員を「10名」から「0名」に、収容定員を「460名」から「400名」に、それぞれ改める

2. 学則の変更の時期 令和9年（2027年）4月1日

3. 学則の変更の箇所 第8条

4. 添付書類 (1) 学則全文 (2) 学則新旧比較対照表

山梨学院大学学則 新旧対照表

改定(案)					現行				
第8条 本大学の収容定員を次のとおり定める。					第8条 本大学の収容定員を次のとおり定める。				
学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学科	200名	—	800名	法学部	法学科	200名	—	800名
経営学部	経営学科	<u>310名</u>	<u>10名</u>	<u>1,260名</u>	経営学部	経営学科	<u>300名</u>	<u>—</u>	<u>1,200名</u>
健康栄養学部	管理栄養学科	40名	—	160名	健康栄養学部	管理栄養学科	40名	—	160名
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	<u>100名</u>	<u>—</u>	<u>400名</u>	国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	<u>110名</u>	<u>10名</u>	<u>460名</u>
スポーツ科学部	スポーツ科学科	210名	—	840名	スポーツ科学部	スポーツ科学科	210名	—	840名
合計		860名	10名	3,460名	合計		860名	10名	3,460名
<p>附 則</p> <p><u>この学則は、2027年4月1日から施行する。</u></p>									